

5月12日（水）から 5月31日（月）の

緊急事態宣言の延長による施設の利用制限について

標記の件について、新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」の延長を受け、市民センターの利用方法が下記の通り変更となります。ご利用の皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**【緊急事態処置実施 延長期間】**

**令和3年5月12日（水）～ 5月31日（月）**

**1 大ホール・貸室等の使用について**

- ・緊急事態措置実施延長期間（5月31日（月）まで）は、20時以降閉館とします。
- ・20時までの使用となった場合でも、利用時間短縮に伴う施設使用料の減額（一部返金）はありませんので、ご理解のうえ使用いただくようお願いいたします。

**2 大ホール・貸室等使用の目安について**

緊急事態措置実施延長期間中は、定員の半分以下の参加人数での利用をお願いします。

- ・なお、今後の状況により、上記によらず、急遽変更となり、すでに申し込んでいただいているご予約の取り消しをご依頼する場合等もごさいますのでご了承ください。（ホームページでお知らせします。）

高岡市民センター TEL：(079)292-1321